

豚コレラの対策と感染拡大防止について

2019年11月

愛知県

豚コレラの対策と感染拡大防止について

2018年9月、国内で26年ぶりに発生した豚コレラは、愛知県でも2019年2月以降感染が確認され、これまでに6万頭以上を殺処分するなど、多大な被害を受けている。また、野生イノシシを介して感染域が拡大し、感染のリスクは日々広がっている。

本県では、これまでに豚コレラ対策として、豚舎周辺への防護柵の設置、早期出荷事業の実施、全農家の一斉消毒の実施、野生イノシシへの経口ワクチンの散布、山間部等への防護柵の設置などに取り組み、約100億円もの予算を投じてきた。しかしながら、発生から1年以上を経た現在もなお、野生イノシシ等を介した感染リスクがあり、終息が見通せない状況にある。

こうした中、養豚農家は、監視対象農場の指定等により、長期間にわたる感染防止対策など、日々緊張を強いられ、肉体的にも精神的にも疲弊している。また、発生地域からの出荷が大幅に減少し、養豚産地を支えると畜場や食肉流通業者が大きな影響を受けている。

今般、国は、野生イノシシでの感染が継続し、飼養衛生管理基準の遵守の徹底だけでは感染予防が困難であるとして、ワクチン接種の選択肢を提示され、本県も10月25日に豚への予防的ワクチン接種を開始したところである。

今回の豚コレラは、海外由来の家畜伝染病が野生動物を介して家畜へと感染拡大するという過去に経験のない事態であるが、今後、訪日外国人が増加する中で、全国どこでも起こり得る問題である。

については、この事態を国家レベルの危機事案と受けとめ、関係省庁による緊密な連携・協力のもと更なる豚コレラ対策の強化を図るとともに、次の事項について特段の措置を講じられるよう要請する。

- 1 豚コレラウイルスの農場への侵入防衛対策を的確に実施するため、感染経路や発生原因を早期に解明すること。
- 2 殺処分に伴う養豚農家への国の手当金や経営支援互助金等については、課税対象とならないよう特段の措置を講じること。
- 3 経営安定までの期間において、手当金や経営支援互助金だけでは不足が生じる場合は、十分な経営支援策を講じること。
- 4 海外からの豚コレラウイルス及びアフリカ豚コレラウイルスの侵入を防止するため、空港等での水際対策を強化することに加え、発生国からの畜産物等の流入対策についても働きかけること。
- 5 豚コレラが野生動物を介して家畜へと感染拡大するという状況に対応するための農場のバイオセキュリティ対策や、感染イノシシの発生により監視対象となった農場への手厚い支援を行うこと。
- 6 野生イノシシの感染拡大により実施される豚への予防的ワクチン接種は、国の責任、負担のもと実施すること。またワクチン接種地域の豚肉の流通に不利益が生じないように万全な対策を講じると共に、風評被害等により生産者やと畜、食肉など関連業者に損失が生じる場合には対策を講じること。
- 7 養豚産地の基盤として不可欠なと畜・食肉流通の機能を維持するため、豚コレラ発生に伴い多大な影響を受けていると畜、食肉流通など関連事業者への支援を充実すること。
- 8 野生イノシシ感染拡大防止の一環として、これまで実施してきた野生イノシシ拡散防止のための防護柵設置、生息状況調査、捕獲の強化、担い手の確保・育成を併せた支援の十分な予算を確保すること。

9 野生イノシシへの経口ワクチン散布は、県域を超えた対応が必要であることから、国において、総合的に計画を立案するとともに、経口ワクチンの安定的な調達・確保、散布に必要な予算の全額措置、実効性及び有効性の評価分析を実施すること。

また、豚コレラ感染確認区域内で野生イノシシを扱う、ジビエ関連事業者に対する経営支援策を講じること。

10 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業について、本年度中は、豚コレラ対策も対象となり、その上限額について、2018年度と同様に撤廃されたところ、次年度についても当初から同様の対策を講じること。

11 幅広い助成が可能な「消費・安全対策交付金」の十分な予算を確保すること。

12 広域かつ広範囲での発生に備えた獣医師の確保等、広域的な支援体制を構築すること。

13 食肉に対する安全性のPR、生活環境に対する不安の解消、地域経済への影響の緩和等について、ホームページやマスメディア等の様々なツールを活用した正確な情報の提供を行い、風評被害を防止すること。

14 県内の畜産農家への種豚の供給に必要な、豚コレラへの防疫機能を強化した県種豚場の整備に係る費用に対して、国による支援を行うこと。

2019年 11月

愛知県知事 大村 秀章